

施工条件の明示

工事名：通学路緊急対策及び県単交通安全対策合併工事
（実籾歩道整備工その2）

路線・河海名：主要地方道 長沼船橋線

工事箇所：習志野市 実籾2丁目

千葉県千葉土木事務所

条件明示事項		
工程関係		
	影響を受ける他の工事	○後から発注する工事で、当該工事の工程が影響される工事 a. 工事名 : 信号機移設工 b. 上記工事の発注者 : 千葉県 c. 影響内容 : 交差点部の施工に併せて信号機移設が必要となる。 d. 具体的な制約 : 交差点部の施工に併せて信号機の移設を行う必要があるため、工程を調整する。 e. その他事項 : 無し
	関連機関等との協議に未成立なものがある場合の制約等	○協議の必要性はあるが、未実施である場合の内容等の明示。 a. 関連機関 : 京成電鉄（近接協議） b. 制約内容 : 鉄道近接 c. 協議内容 : 施工計画策定後、重機等の使用についての確認が必要 安全対策が必要となった場合は、設計変更の対象とする。 d. 成立見込時期 : 協議開始から概ね1か月程度
安全対策関係		
	交通安全施設等の指定	○車線減少等の規制を伴う場合の明示 a. 規制内容 : 片側交互通行 b. 規制箇所 : 工事区域の起点から終点まで c. 規制期間 : 擁壁工等（材料搬入のため） ○夜間作業を伴う場合の明示 a. 内容 : 全工種 b. 対象箇所 : 工事区域の起点から終点まで c. 期間 : 工事期間中
	保全設備・保安要員の配置等が必要な場合	○交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示 a. 対象工種 : 全工種 b. 対象箇所 : 工事区域の起点から終点まで c. 対象期間 : 工事着手時から工事終了時まで d. 対象要員 : 特記仕様書第4条による e. その他 :
工事用道路関係		
	一般道路を交通規制等により占有する場合	○交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示 a. 協議機関 : 習志野警察署 b. 対象区間 : 工事区域の起点から終点まで c. 対象期間・時間 : 工事着手時から工事終了時まで d. 規制内容 : 片側交互通行 e. その他 :
工事支障物件関係		
	占有物件等の工事支障物件がある場合	○当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示 a. 内容 : 1. マンホールの蓋高調整が必要な場合は速やかに調書を提出すること 2. 笠コンクリートをプレシャスとにする場合は別途協議すること。
その他		
	材料について	○当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示 a. 内容 : 1. 笠コンクリートをプレシャスとにする場合は別途協議すること。